

相模原市監査委員公表第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、令和6年1月10日に実施した市立小・中学校等監査の結果に基づき講じた措置の内容について、教育委員会から通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年3月7日

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 阿 部 善 博

同 森 繁 之

1 監査対象事務

再配当予算の執行について

2 監査の日程

令和5年4月27日から令和6年1月10日まで

3 措置に係る通知日

教育委員会から通知があった日 令和6年2月2日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>再配当予算の執行について調査したところ、令和5年度の消耗品費の執行において次のような事例が見られた。</p> <p>ア 陽光台小学校の6月分トナー代及び4月～6月分新聞代の支出において、予算執行票の検査・検収年月日は6月30日であったが、支出命令の起案日は8月28日となっていた。</p> <p>このことについて確認したところ、6月30日にそれぞれ請求書を受領し、同日付けで受付印を押印したが、他の支払と併せて処理をするために一旦保管した。その後、8月28日付けで受付印を押印し直し、同日を請求日として支出手続を行ったとのことであった。</p> <p>イ 若草小学校のトナー代の支出において、5月分の支出命令書の検査検収日及び請求日は5月31日であったが、4月分の検査検収日は5月1日、請求書の受付日は6月分と同日の6月30日となっていた。</p> <p>このことについて確認したとこ</p>	<p>令和5年4月27日から令和6年1月10日にかけて実施された市立小・中学校等監査における指摘事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>アの事例につきましては、令和5年6月30日にトナー代及び新聞代に係る請求書が本校に届いた際、他業者の不備のある支払書類と一緒に保管したため、当該請求書の処理を失念し、支払を滞らせてしまったものです。</p> <p>今後の再発防止策として、再配当予算の執行状況及び予算整理簿の送付状況を確認するため、2週間に1度管理職と事務職員で、請求書を一時保管するキャビネットの中に支払が遅れているものがないか1件ずつ確認を行うとともに、請求書を受領次第、早急に学務課へ送付できているか予算整理簿と送付控えの確認を行うこととし、直近の予算整理簿の送付日、または次回の予算整理簿の送付予定日を事務職員から管理職へ報告することとしました。</p>

ろ、4月分の検査検収後に請求書を受領し、事務職員が不在であったため受付印を押印せずに一旦保管することとしたが、そのまま支出手続を失念し、5月分の支払を行った。その後、4月分が未払であることが判明したため、6月分の支払と併せて処理をすることとし、4月分の請求書に6月30日付けで受付印を押印し、同日を請求日として支出手続を行ったとのことであった。

政府契約の支払遅延防止等に関する法律の運用方針(昭和25年4月7日付け理国第140号大蔵省理財局長通達)に示された「対価の支払時期」においては、「適法な支払請求書」とは受理のときにおいて形式的に整備されておれば足りるとし、「受理」とは単なる到達を指すものではなく相手方の支払請求書が到達しこれを処理し得る状態におくことをいうが、この到達が所定の執務時間内であれば当然受理すべきであり、形式的に適法な支払請求書を受理した後はその内容の不当が相手方の故意又は重大な過失によるものでない限りこれを受理した日から約定期間は進行し、手元にある期間の累積によって約定期間が満了することもあり得るから、支払請求書受理後の処理は迅速的確なることが要請されるとしている。

また、相模原市会計規則(平成4年

イの事例につきましては、令和5年4月上旬、事務職員が不在となり現場が混乱する中で、トナー代の請求書を一旦保管することとしたところ、そのまま支払処理することを失念し、支払を滞らせてしまったものです。

今後の再発防止策として、相模原市立小学校教育研究会学校事務部会が作成したチェックリストを参考に、学校独自でチェックリストを作成し、事務職員だけではなく、管理職がトナー代などの毎月の支払が必要な請求の支払処理状況をチェックする体制を構築することとしました。

今後は、請求書を受領した際は速やかに支出手続を行い、同様の指摘を受けないよう、学校長・副校長を中心として、学校における再配当予算の適正な執行に取り組んでまいります。

【陽光台小学校、若草小学校】

相模原市規則第10号。以下「会計規則」という。)では支出の手續として、第45条、第48条及び第49条において、支出命令権者は債権者の請求書を受領したときは直ちに支出の内容等が法令又は契約に違反する事実がないことを確認の上、請求年月日等の事項を備えた請求書等を添付した支出命令書を作成しなければならない旨を規定している。

本件について見ると、陽光台小学校では6月30日に、若草小学校では4月分の検査検収後に形式的に適法な支払請求書を受領しており、その請求の内容が不当ではなかったことから、その受領日を会計規則に規定する請求年月日として速やかに支出手續を行う必要があったにもかかわらず、支出手續を行う日を請求年月日として支払を行ったことは不適正な事務処理である。

支払遅延は、債権者の資金繰りに影響を生じさせる可能性があり、市民等の信頼を損なうものであることから、請求書を受領した際は速やかな支出手續により、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に規定する時期までの支払に遺漏のないよう適正に再配当予算の事務を執行されたい。

【陽光台小学校、若草小学校】